

公認審判員規程

(目的)

第1条 公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）が主催、共催または後援する公式大会の運営並びに審判の権威と公正を期するため、本規程の定めるところにより、公認審判員制度を設ける。

(公認審判員の資格)

第2条 公認審判員は、本法人ライセンス保持者でなければならない。

第3条 公認審判員は、大会中の激務に耐え得る肉体と精神を併せ持つことが要求される。

第4条 公認審判員は、審判を務める大会において本法人を代表する立場であり、競技規則並びに本法人の定款、各種規約・規則を完全に理解していなければならない。

第5条 公認審判員は、自らが審判をする大会に選手として出場してはならない。

(国際審判員)

第6条 国際審判員は、世界大会、アジア大会等国际大会の審判をすることができる。国際審判員の受験資格者は、FIPJP の加盟団体理事会の推薦を受けた者とし、世界選手権大会開催期間中に行なわれる筆記、口頭、実技の 3 部門での試験に合格することを要する。なお、国際審判員になるためには、原則として、公用語であるフランス語もしくは英語に堪能でなければならない。

(公認審判員)

第7条 本法人の公認審判員の種別は、A級、B級、C級とする。

第8条 A級公認審判員は、本法人が主催する全国規模の大会の審判をすることができる高度な見識を持った者で、本規程に定める手続きを経て、本法人会長又は代表理事副会長よりその資格を付与される。

第9条 B級公認審判員は、本法人が主催するブロック規模の大会、または本法人が共催、後援する全国規模の大会の審判をすることができる。

第10条 C級公認審判員は、加盟団体が主催または共催する大会の審判をすることができる。

(公認審判員の認定)

第11条 公認審判員の養成、認定などに関する事項は、審判部会がこれを処理する。

第12条 A級およびB級公認審判員は、審査部会の承認を得て、会長又は代表理事副会長がその資格を付与する。C級公認審判員は、審判部会の決定により、会長又は代表理事副会長がその資格を付与する。

(公認審判員認定講習会)

第13条 公認審判員の認定講習会は、審判部会の承認を得て、期日、場所その他の細目を定めて開催する。

第14条 認定講習会における認定は、競技規則その他審判員として必要な事項についての筆記、口頭、実技の3部門の試験を行い、その成績により合否を決定する。

第15条 本法人は、第12条により資格を付与された者に対し、公認審判員証等を交付する。

(公認審判員の登録)

第16条 公認審判員証を交付された者は、所属団体の代表を通じ、すみやかに公認審判員として、別表に定める認定料を支払って登録しなければならない。公認審判員の交付を受けた後、3ヶ月以内に登録しない者および本法人ライセンスの更新の手続きをしなかった者は、その資格を失う。

第17条 公認審判員は、1年毎に登録の更新手続きを行うものとする。更新手続きを行わない場合は、その資格を失う。

ただし、1年及至(ないし)3年の間退会、又は、更新手続きを行わなかったものが、再登録を希望する場合は、その期間は休会及び資格の停止期間とし、再登録を認める。

第18条 公認審判員は、大会開催中は常に公認審判員証を携帯していなければならない。

第19条 本法人が主催する大会の審判を務めた公認審判員は、大会終了後、1週間以内に大会の審判報告書を、審判部会に提出しなければならない。

(公認審判員の移籍)

第20条 公認審判員がその所属する団体を移動したときは、本連盟にその旨を届け出なければならない。

(認定講習会受験資格)

第21条 C級公認審判員認定講習会の受験資格者は、本法人会員とする。

第22条 C級公認審判員の受験資格者の年齢制限は定めない。ただし、C級公認審判員の認定は、18歳に達した以降とする。

第23条 B級公認審判員認定講習会に受験する者は、都道府県連盟長が推薦し、C級公認審判員の資格を取得して2年以上が経過し、且つ、一定の審判実績を積んだ者でなければならない。

第24条 A級公認審判員認定講習会を受験する者は、所属するブロックのブロック代表理事が推薦し、B級公認審判員の資格を取得して2年以上が経過し、且つ、一定の審判実績を積んだ者でなければならない。

(認定講習会受験手続)

第25条 認定講習会の受験を希望する者は、所定の公認審判員認定講習会受験申込書に必要事項を記入の上、本法人審判部会に送付する。申込みと同時に、別表に定める認定講習会検定料を銀行振込みにて支払うものとする。

第26条 各所属団体の代表は、前条の申込みを希望する者について、その受験資格を審査し、適当と認めた場合は公認審判員認定講習会受験申込書を交付するものとする。

(公認審判員資格の喪失)

第27条 公認審判員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 公認審判員証の交付を受けてから3ヶ月以内に登録しなかったとき。
2. 公認審判員登録更新の年度において登録をしなかったとき。
3. 本法人登録会員でなくなったとき。
4. 大会の審判委嘱を受けたにもかかわらず、特別の事由なくその任に当たらなかったとき。
5. 所属団体を離れ、第20条の届出をしなかったとき。
6. 公認審判員として任務遂行上不適格と認められたとき。

(名誉審判員)

第28条 公認審判員として永年尽力しその功労が特に顕著な者が現役から退いたときは、名誉審判員の称号を贈ることができる。

(大会の審判員)

第29条 公認審判員は、その業務を遂行するために必要な用具一式を携行していなければならない。

第30条 本法人が主催、共催または後援する大会は、A級またはB級公認審判員がその任に当たる。但し、国内で開催される世界選手権などの公認

国際大会は、公認国際審判員が担当する。

第31条 本法人が主催する大会の審判長は、A級またはB級公認審判員がその任に当たる。

第32条 加盟団体または支部等が主催する公認のランキング大会においては、A級、B級またはC級公認審判員がその任に当たる。

第33条 本法人が主催する大会の謝金・日当および旅費交通費は本法人が支給する。その他の大会の謝金・日当および旅費交通費は、大会の主催者が支給する。

附 則 この規程は、平成22年12月18日よりこれを実施する。

附 則 この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成29年3月4日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成30年5月12日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成31年(2019年)3月2日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和2年(2020年)5月16日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和4年(2022年)6月5日から施行する。

別表 公認審判員の認定講習会検定料、認定料および謝金・日当

1 認定講習会受験料	A級公認審判員	3,000 円	
	B級公認審判員	3,000 円	
	C級公認審判員	1,000 円	
2 認定料	A級公認審判員	5,000 円	(1年間)
	B級公認審判員	3,000 円	(1年間)
	C級公認審判員	1,000 円	(1年間)
3 審判員謝金・日当	A級公認審判員謝金	5,000 円	
	B級公認審判員日当	4,000 円	
	C級公認審判員日当	3,000 円	

公認審判員の心得

- 1 審判員は、大会において本法人を代表する。従って、本法人の定款、競技規則、各種の規約を熟知し、これらを遵守させる義務がある。
- 2 審判員は、この役職に誇りと権威を持って、大会関係者およびプレイヤーに接しなければならない。
- 3 審判員は、テラン上の唯一の裁判官であり、その言動に躊躇があってはならない。なお、重大な問題の場合は、競技委員会に判断を求めることができる。
- 4 審判員は、大会中にプレイヤーと必要最小限の伝達以外の会話をしてはならない。
- 5 審判員は、己が審判をする大会に出場してはならない。
- 6 審判員は、章証を見やすい位置に着け、審判に必要な用具（メジャー、巻尺、コンパス、ホイッスルなど）を所持しなければならない。
- 7 審判員は、大会会場に早めに到着し、大会準備が時間通りにできているかを監視しなければならない。
- 8 審判員は、試合開始前にテランの状況（障害物、境界線など）をチェックし、必要な場合には、しかるべき措置を講じ、プレイヤーに伝えなければならない。
- 9 審判員は、全参加プレイヤーが有効なライセンスを所持しているかを確認しなければならない。
- 10 審判員は、組み合わせ抽選が公正に行われているかどうかを監視しなければならない。
- 11 審判員は、全プレイヤーに競技規則の遵守を徹底させなければならない。競技規則に違反したプレイヤーに対して罰則を与えることを躊躇してはならない。
- 12 審判員は、判定を下したらすぐにその場を離れ、プレイヤーと会話をしてはならない。
- 13 審判員は、判定が微妙な計測の場合は、躊躇せず何度でも測り直さなければならない。
- 14 審判員は、他の審判員が取った判定について、プレイヤーの前では決して批判してはならない。

以 上